

議会の動き



平成29年第1回栗山町議会定例会で、次の議案が審議されました。

(3月2日招集)

議案

- ▼平成28年度栗山町一般会計補正予算(第9号)
歳入歳出予算から4620万5千円を減額し、総額を89億9236万5千円とするもので、主な内容は、用地購入費の減額などに係る補正です。
- ▼平成28年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 歳入歳出予算に4991万4千円を追加し、総額を20億8623万5千円とするもので、主な内容は、保険給付費支払準備基金積立金の追加などによる補正です。
- ▼平成28年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第4号)
歳入歳出予算から1万6千円を減額し、総額を1億1299万8千円とするもので、主な内容は、学生数の減に伴う補正です。
- ▼平成28年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第4号)
歳入歳出予算から1億1002万4千円を減額し、総額を12億8876万8千円とするもので、主な内容は、保険給付費の実績などに伴う補正です。
- ▼平成28年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
歳入歳出予算に660万円を追加し、総額を1億9339万円とするもので、後期高齢者医療保険料の追加に伴う納付金の補正です。
- ▼平成28年度栗山町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算から1493万9千円を減額し、総額を1億9341万1千円とするもので、主な内容は、新たな第4工業団地造成工事の実績に伴う補正です。
- ▼平成28年度栗山町下水道事業会計補正予算(第2号)
資本的収入から1587万円を減額し、総額を1億9772万4千円、資本的支出から3886万円を減額し、総額を4億1189万4千円とするものです。
- ▼平成28年度栗山町下水道事業会計補正予算(第2号)
下水道事業資本的収入から3930万円を減額し、総額を3億2157万円、下水道事業資本的支出から3910万円を減額し、総額を5億4764万2千円とするものです。

- ▼平成29年度栗山町一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、北海道介護福祉学校特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、住宅団地造成事業特別会計予算、工業団地造成事業特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算
以上は、平成29年度各会計予算審査特別委員会が審議され、本会議で可決されました。
- ▼栗山町個人情報保護条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
栗山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
以上3件は、関係法令の一部改正に伴う条例改正です。
- ▼職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例
職員の給与の削減項目のうち、住居手当、管理職手当および通勤手当の削減期間を1年間延長するものです。
- ▼栗山町税条例等の一部を改正する条例
関係法令の一部改正に伴う条例改正です。
- ▼栗山町高齢者生活支援事業条例の一部を改正する条例
平成29年4月からの「介護予防・日常生活支援総合事業」開始に伴う高齢者生活支援事業の見直しを図るための条例改正です。
- ▼栗山町介護保険条例の一部を改正する条例
国の消費税率10%引き上げが延期されたことに伴う介護保険料軽減枠が1年間延期されたことによる条例改正です。
- ▼栗山町高齢者介護福祉金支給条例の一部を改正する条例
栗山町介護保険条例の改

- 正に伴い、低所得者に対する介護保険料軽減措置の期間が延長されたことによる条例改正です。
- ▼栗山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
固定資産税評価額の評価替え、および地価に対する賃料水準の変動を踏まえた道路占用料の額の見直しに伴う条例改正です。
- ▼新工業団地造成工事の請負契約の変更について
新工業団地造成工事の設計変更による契約金額の変更です。
- ▼町道の認定について
第4工業団地内の幹線道路となる角田8号線および角田9号線の認定をするものです。
- ▼公平委員会委員の選任について
公平委員会委員として坂口由紀子氏(北学田)が再任されました。
- ▼平成28年度栗山町一般会計補正予算(第10号)
歳入歳出予算に3億5350万円を追加し、総



- 額を93億4586万5千円とするもので、主な内容は、公営住宅建設工事費の追加などに係る補正です。
- ▼平成29年度栗山町一般会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算から3億2550万円を減額し、総額を76億7750万円とするもので、公営住宅建設事業の予算の組み替えによる補正です。

報告

- ▼平成29年度一般財団法人栗山町農業振興公社事業計画の報告について

意見書

- ▼地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
以上1件は可決され、関係省庁に提出されます。

合併処理浄化槽設置整備事業が個別排水処理施設整備事業に変わります

これまで、下水道整備区域外の生活排水の適正処理を進めるため、合併処理浄化槽設置整備事業を行ってきましたが、平成29年度から個別排水処理施設整備事業に制度移行しました。

合併処理浄化槽の設置は、個人が町の補助制度を利用して設置していましたが、新制度では、町が設置し、さらに維持管理・法定点検・故障時の修繕や設備更新を行います。

その費用に充てるため、使用者には個別排水処理施設使用料(後段の表参照。下水道使用料に準じます)を水道料金と併せて支払っていただくことになりました。

また、合併処理浄化槽を新設する場合、これまでの自己負担額と同額の39万円を受益者分担金として、お支払いいただくことになります。

なお、既存の合併処理浄化槽は、町へ寄附していただくことで、町の財産として管理することも可能です。ただし、生活排水処理が目的のため、店舗や事務所などの合併処理浄化槽は、設置・寄附共に対象とはなりません。同様に現在、新設することができない単独浄化槽も、寄附の対象外となります。

【問い合わせ】

町建設水道課上下水道グループ ☎ 73-7514

個別排水処理施設使用料(消費税抜き)		
基本料金 (1カ月当たり)	水量料金 (1㎡につき)	
200円	1～20㎡	212円
	21～100㎡	224円
	101㎡～	238円